

令和6年度

板橋区学習指導員（会計年度任用職員）採用登録案内

板橋区子ども家庭総合支援センターでは、学習指導員として勤務を希望する方を登録し、採用が必要となった際に、登録された内容での書類審査や面接を実施のうえ、採用を行います。

1 採用予定数・勤務場所

採用予定数	勤務場所
若干名	板橋区子ども家庭総合支援センター

※ 板橋区子ども家庭総合支援センターは、児童相談所機能と子ども家庭支援センター機能を併せ持つ施設です。

2 職務内容

- (1) 一時保護している小学校から高校生までの子どもに対する学習指導
- (2) 学力に応じた教材の検討及び提供
- (3) 個々の学力に応じた学習指導
- (4) その他付随する業務（行事等への参加）

3 登録資格

次の（1）及び（2）のほか、（3）の要件を満たす方

- (1) 教員免許を有し、小・中学校又は高等学校において教員としての実務経験がある方、又はそれに準ずる教育関係部署で児童及び生徒に学習指導を行った経験を有する方
- (2) 一時保護児童の学習指導に理解や熱意がある方
- (3) 体育・図工・音楽等の専科においての指導が可能な方（実務経験のある科目に限らず複数の科目の指導を行う場合があります）

※ 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は受験できません。（詳細は最終ページ参照）

4 任用期間

採用日から令和7年3月31日まで（予定）

※条件付採用期間あり（原則1か月）

※任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ面接及び勤務実績等に基づく能力実証の結果が良好であると任命権者が認めた者については、再度任用される可能性があります（再度任用を保障するものではありません）

5 勤務条件

- (1) 報酬額 日額 14,725 円（地域手当相当分を含む）
※ 採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。
※ 通勤に係る費用は実費を支給します。（1 か月の上限額：55,000 円）
※ 特殊勤務手当に相当する報酬を支給します。（日額 1,470 円）
※ この他に基準を満たした場合には、期末手当の支給があります。
※ 原則として翌月 15 日に金融機関口座に振り込みます。
- (2) 勤務日 月 16 日以内
- (3) 勤務時間（休憩時間を除く）
8 時 30 分から 17 時 15 分までの間で、1 日 7 時間 45 分勤務
- (4) 休憩時間 1 時間
- (5) 週休日 原則、土曜日、日曜日、祝日
※週休日は、勤務表（シフト表）によって、4 週間ごとに定める。
- (6) 休日 祝日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日、その他規則で定める日
- (7) 休暇 年次有給休暇、慶弔休暇等が設けられています。
- (8) 時間外労働 有（教材準備や打ち合わせ等）
- (9) 加入保険 雇用保険、厚生年金、健康保険
- (10) その他勤務場所における特記事項 勤務場所は建物内・敷地内ともに禁煙

6 申込方法

申込方法	「板橋区学習指導員（会計年度任用職員）採用選考申込書（兼履歴書）」を郵送 又は直接持参で提出してください。 窓口での受付時間は土曜・日曜・祝日を除く 9 時から 17 時までです。
-------------	--

※申込書は返却いたしません。

※申込書は今回の選考のみに利用し、その他の目的には利用いたしません。

7 登録期間

受付時から令和 7 年 3 月 31 日まで

※登録期間終了後の申込書は区で責任をもって廃棄いたします。

※登録期間内に採用されない場合もあります。

8 選考方法

書類審査（採用選考申込書）及び面接により、総合的に判断し、合格者を決定します。

面接は、会計年度任用職員として必要な基礎的知識等について個別に行います。

9 申込先・問い合わせ先 ※選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

板橋区子ども家庭総合支援センター 学習指導員採用担当

【住所】〒173-0001 東京都板橋区本町 24 番 17 号 【電話】03-5944-2374

※持参の場合は、板橋区子ども家庭総合支援センター 1F 総合受付にてお声がけください。

9 板橋区子ども家庭総合支援センター案内図

- 【交通】都営三田線「板橋本町駅」徒歩 7 分
東武東上線「中板橋駅」徒歩 20 分
国際興業バス「大和町」徒歩 7 分



【参考】地方公務員法 第 16 条

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません。(心身耗弱を原因とするもの以外)。